

白山国立公園

白山生態系維持回復事業計画

(環境省原案)

平成 年 月 日

農林水産省
国土交通省
環境省

1. 生態系維持回復事業計画の名称
白山国立公園 白山生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者
農林水産省、国土交通省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間
平成22年〇月〇日から平成27年3月31日までの5ヶ年とする。

4. 生態系維持回復事業の目標

富山、石川、福井、岐阜の4県に跨り聳える白山連峰からなる白山国立公園は、主峰の御前峰を中心とした大汝峰、剣ヶ峰が山頂部を形成し、付近に散在する翠ヶ池、紺屋ヶ池、千蛇ヶ池などの新白山火山の火口といわれる高山湖とあいまって、優美な火山風景を展開している。

残雪の多い高標高部一帯にはクロユリ、コバイケイソウなどの大群落に代表される豊富な高山植物が見られる。白山における植物研究の歴史は古く、ハクサンフウロ、ハクサンイチゲ、ハクサンコザクラ、ハクサンチドリ、ハクサンシャクナゲなどのように白山にちなんだ名前の植物、希少種も多く、白山国立公園の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性保全上も重要である。

しかし、近年の登山者の増加等に伴い、外国産の植物等の人為的に持ち込まれた植物（以下、「外来植物」という。）の分布が拡大している。その結果、本来白山国立公園に生育する植物（以下、「在来植物」という。）と外来植物との交雑、外来植物による在来植物の被圧による生態系への影響が懸念されている。

本事業では、白山国立公園の核心地域及び利用施設の周辺において外来植物を防除することで、白山国立公園の原生的な生態系の維持又は回復を図ることを目標とする

5. 生態系維持回復事業を行う区域
白山国立公園全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視

白山国立公園の生態系を特徴づける植物の生育状況並びに攪乱要因である外来植物の侵入状況及び生育状況を把握するための調査を行い、その動向について以下の定期的な監視（モニタリング）を行う。

① 生態系を特徴づける植物の監視

登山道、利用施設周辺等を中心に在来植物群落の生育状況等の監視を行う。また、外来植物による遺伝的攪乱を受けるおそれのあるハク

サンオオバコ等の在来植物の形態等の監視を行う。

② 外来植物の監視

在来植物を遺伝的に攪乱するおそれのあるオオバコ等及び占有することにより在来植物群落を被圧するおそれのあるセイヨウタンポポ等の侵略性の高い外来植物の生育状況等の監視を行う。また、登山道、車道及び利用施設の周辺並びに外来植物除去地における外来植物の侵入状況及び生育状況の監視を行う。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

上記(1)の調査・監視の状況を踏まえ、外来植物の除去、外来植物種子除去マットの設置等を行う。また、白山国立公園内において工事等を行う際には、車両のタイヤ及び物資の輸送用のもっこ等の洗浄、作業者の靴の履き替え等を推進する。

(3) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

白山国立公園の生態系の保護の必要性、外来植物の侵入状況及び生育状況、在来植物との交雑による生態系への影響、外来植物の防除の必要性、本事業の実施状況等について、インターネット、パンフレットや看板等を活用し、地域住民や、国立公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

(4) 前各号に掲げる事業に必要な調査等

事業を適正に評価するための監視手法、外来植物の除去方法、種子除去マットの設置方法等、外来植物の防除に関するより効果的な事業実施に必要な調査研究及び実証試験を行う。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、5年を目処に、調査・監視結果や事業の効果を総括的に検証・評価し、本事業計画の見直しを行うこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

本事業における監視、防除等の実施結果については、情報を公開するとともに、様々な主体における対策と連携・調整を図る。

併せて有識者に対して、本事業における監視、防除等の実施結果について情報を提供し、それらの評価や助言・指導を受け随時事業へ反映することを検討する。

また、除去作業に当たっては、地域住民、公園利用者等の一般市民へのボランティア参加を積極的に呼びかけ、連携して実施する。